

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の2第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年6月29日
【事業年度】	第12期（自平成22年4月1日至平成23年3月31日）
【会社名】	トレーダーズホールディングス株式会社
【英訳名】	TRADERS HOLDINGS CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 金丸 勲
【本店の所在の場所】	東京都港区浜松町一丁目10番14号
【電話番号】	03-4330-4700（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役 新妻 正幸
【最寄りの連絡場所】	東京都港区浜松町一丁目10番14号
【電話番号】	03-4330-4700（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役 新妻 正幸
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 （大阪氏中央区北浜一丁目8番16号）

1【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

当社子会社、トレイダーズ証券株式会社において、平成23年1月から平成24年5月にわたり法令の解釈を誤認したことで、自己資本規制比率における取引先リスク相当額の算出方法を誤っていた事実が判明いたしました。

その結果、平成23年6月28日に提出いたしました第12期（自平成22年4月1日至平成23年3月31日）有価証券報告書の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため、有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部企業情報

第2 事業の状況

2 業務の状況

5 . 自己資本規制比率

4 事業等のリスク

当社グループの事業戦略、経営基盤に関するリスク

e. 自己資本規制比率が低下するリスク

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____線で示しております。

第一部 企業情報

第2 事業の状況

2 業務の状況

5.自己資本規制比率

(訂正前)

(単位：百万円)

		前連結会計年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)	当連結会計年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)
基本的項目 (A)		2,808	2,424
補完的項目	金融商品取引責任準備金等	96	63
	一般貸倒引当金	29	0
	長期劣後債務	100	100
	短期劣後債務	140	
計 (B)		365	163
控除資産計 (C)		844	707
固定化されていない自己資本の額 (A)+(B)-(C) (D)		2,328	1,880
リスク相当額	市場リスク相当額	0	1
	取引先リスク相当額	123	156
	基礎的リスク相当額	1,035	1,145
計 (E)		1,160	1,304
自己資本規制比率 (D) / (E) × 100		200.7%	144.2%

(訂正後)

(単位：百万円)

		前連結会計年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至平成23年3月31日)
基本的項目 (A)		2,808	2,424
補完的項目	金融商品取引責任準備金等	96	63
	一般貸倒引当金	29	0
	長期劣後債務	100	100
	短期劣後債務	140	
計 (B)		365	163
控除資産計 (C)		844	707
固定化されていない自己資本の額 (A)+(B)-(C) (D)		2,328	1,880
リスク相当額	市場リスク相当額	0	1
	取引先リスク相当額	123	749
	基礎的リスク相当額	1,035	1,145
計 (E)		1,160	1,896
自己資本規制比率 (D) / (E) × 100		200.7%	99.1%

4 事業等のリスク

当社グループの事業戦略、経営基盤に関するリスク

e. 自己資本規制比率が低下するリスク

(訂正前)

証券子会社は、第一種（及び第二種）金融商品取引業者として、金融商品取引法等の法令により、財務状態の健全性を維持するために、自己資本規制比率（固定化されていない自己資本をリスク相当額（市場リスク、取引先リスク及び基礎的リスク等）で除した比率）の適正維持（120%以上）が求められています。

証券子会社は、平成23年3月31日時点での自己資本規制比率は144.2%であり、同法令の定めに抵触すること、及び顧客資産に悪影響を与えることはありません。

しかしながら、業績の回復が遅れ、自己資本規制比率が著しく低下した場合には、レピュテーションリスクや資金繰りリスクが生じることとなり、当社グループの事業に悪影響を与える可能性があります。さらに、有効な資本増強策を講じられなかった場合には、監督当局から早期是正措置の発動等による業務改善命令、業務停止命令あるいは金融商品取引業登録の取消等の行政処分を受ける可能性があります。

(訂正後)

証券子会社は、第一種（及び第二種）金融商品取引業者として、金融商品取引法等の法令により、財務状態の健全性を維持するために、自己資本規制比率（固定化されていない自己資本をリスク相当額（市場リスク、取引先リスク及び基礎的リスク等）で除した比率）の適正維持（120%以上）が求められています。

証券子会社は、平成23年3月31日時点での自己資本規制比率は99.1%であり、同法令の定めに抵触しておりました。

早期に適正な自己資本規制比率を回復しない場合には、監督当局から早期是正措置の発動等による業務改善命令、業務停止命令あるいは金融商品取引業登録の取消等の行政処分を受ける可能性があります。